

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和8年2月5日

みどり市監査委員 天川 洋
みどり市監査委員 須藤 修
みどり市監査委員 宮崎 武

行政監査結果報告書

地方自治法第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり報告します。

記

1. 監査の期間

令和7年11月19日から令和8年1月23日まで

2. 監査対象施設

対象施設	所管課
観光・移住交流ステーション	産業観光部 観光課
	政策企画部 地域創生課

3. 監査対象期間

令和7年4月1日から令和7年12月19日まで

4. 監査の主眼及び方法

対象施設の管理運営が法令や規則に基づいて適正に行われているか、また、効率的、効果的に行われているかを主眼とし、監査対象施設等から提出された関係書類を精査するとともに、関係職員からの聴取、現地調査等を行った。

5. 監査の結果

施設の管理運営について監査を実施したが、おおむね適正なものと認められた。

ただし、軽易ではあるが改善が必要と認められる事項が確認されたため、事務改善事項として別途、改善要請を行うこととした。

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和8年2月5日

みどり市監査委員 天川 洋
みどり市監査委員 須藤 修
みどり市監査委員 宮崎 武

行政監査結果報告書

地方自治法第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり報告します。

記

1. 監査の期間

令和7年11月19日から令和8年1月23日まで

2. 監査対象施設

対象施設	所管課
みどり市大間々博物館	教育部 文化財課

3. 監査対象期間

令和7年4月1日から令和7年12月19日まで

4. 監査の主眼及び方法

対象施設の管理運営が法令や規則に基づいて適正に行われているか、また、効率的、効果的に
行われているかを主眼とし、監査対象施設等から提出された関係書類を精査するとともに、関係
職員からの聴取、現地調査等を行った。

5. 監査の結果

施設の管理運営について監査を実施したが、おおむね適正なものと認められた。

ただし、軽易ではあるが改善が必要と認められる事項が確認されたため、事務改善事項として
別途、改善要請を行うこととした。